

資料2 居宅介護サービス計画費及び介護予防サービス計画費の支給の根拠として5年間保存すべき記録の例示について

(2)居宅介護支援・介護予防支援関係

(H27.1)

区分	記録の名称又は内容	対象となるサービス	
		居宅	予防
指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録	居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に位置付けた指定居宅サービス等の個別サービス計画	○	○
	介護予防サービス事業所から送られてくるモニタリングの結果等サービスに係る記録	—	○
	上記以外の居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録	○	○
居宅介護支援台帳等	居宅サービス計画(第1表～第3表、第6表・第7表)	○	—
	介護予防サービス計画(サービス利用票及びサービス利用票別表を含む)	—	○
	フェイスシート(利用者の基本情報)、アセスメントの結果についての記録	○	○
	サービス担当者会議の記録(照会を行った場合はその内容についての記録)	○	○
	利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行った結果についての記録	○	○
その他居宅介護支援等の提供に関する記録	モニタリングの結果についての記録	○	○
	介護報酬の告示、解釈通知上において作成することとされている記録等(以下は例示) ・各種加算の算定に必要なサービス計画、実施記録、評価・検証記録 ・各種加算の算定に必要な会議の開催の記録、研修の計画・実施の記録、従業者への指示・従業者からの報告に関する記録、従業者の健康診断に関する記録 ・各種加算の算定に関する利用者等からの同意に関する記録	○	○
	従業者の雇用関係・辞令・経歴等、従業員の有する免状・資格証・研修修了証等に関する記録	○	○
	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(予定分、実績分)	○	○
	タイムカード、出勤簿など従業者の出退勤時間・勤務実績に関する記録	○	○
	重要事項説明書、利用者との契約書	○	○
	要支援者を居宅介護支援事業所に委託する場合の契約書	○	○
	サービス利用料のうち、利用者負担分の請求、受領に関する記録	○	○

【参考】

区分	記録の名称又は内容	対象となるサービス	
		居宅	予防
5年間保存が必要でない記録	介護給付費請求書、介護給付費請求明細書	×	×
	通常の事業の実施地域以外の交通費など、その他のサービス利用料の請求・受領に関する記録	×	×

- ※凡例 ○：居宅介護サービス計画費等の支給の根拠となり、5年間保存の対象になる。
 ×：居宅介護サービス計画費等の支給の根拠とならず、5年間保存の対象にならない。
 —：作成することが想定されない。